

**ふくしま県北移住促進事業実施業務
委託先事業者公募実施要領**

**令和 4 年 3 月 2 日
福島県県北地方振興局**

1 目的

県北地方においては、過疎・中山間地域を中心に人口減少と高齢化の進行により、地域コミュニティや社会保障、行政運営などの地域を支えるマンパワーが不足し、住民の基本的な生活の維持に支障を来す地域が増加することが予想されます。

一方、四季を彩る豊かな自然や伝統文化、食、アクティビティーなど、都市部にはない地域の価値やそこに住む人々に魅せられて訪れてくる方がいます。

これらの地域資源を活かし、首都圏などから移住者を呼び込むことで、地域経済や地域コミュニティの担い手の確保と育成を図るための事業を実施します。

県北地方振興局は、この事業を効果的に実施するための方策について広く提案を募集し、総合的な選考により委託契約候補者を決定するため、この委託先事業者公募実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、事業者公募を実施します。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

『ふくしま県北移住促進事業実施業務』

(2) 業務の仕様等

資料 2 ふくしま県北移住促進事業実施業務委託仕様書のとおり

(3) 履行期間

委託契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日まで

(4) 委託契約額の上限

1 団体あたり 741 千円（消費税及び地方消費税を含む）

3 担当部署

福島県県北地方振興局地域づくり・商工労政課 担当：齊藤

所在地 〒960-8670 福島県福島市杉妻町 2-16 福島県庁北庁舎 4 階

電話 024-521-2657（直通）

メールアドレス kenpoku-chiiki@pref.fukushima.lg.jp

4 プロポーザルに係る事項

(1) プロポーザル参加の条件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たしている者とする。

ア 本公告に示した業務に技術上類似する業務を実施した実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。

イ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。

ウ 本要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

エ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生法手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第

- 1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
- ①役員等(提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店もしくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - ②暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
 - ③役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。
 - ④役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
 - ⑤役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- カ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- キ 県税等の滞納がないこと。
- ク 消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- ケ 当該事業は、令和4年2月福島県議会において当初予算として審議され、県議会の議決を得られない場合は事業を実施しないことを了承していること。

(2) 実施要領等の入手方法

実施要領及び企画提案書様式等については、福島県県北地方振興局のホームページからダウンロードして入手してください。

なお、福島県県北地方振興局の窓口又は郵送等での配布は行いません。

5 参加表明書の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、「ふくしま県北移住促進事業実施業務委託公募型プロポーザル参加表明書(様式1-1)」を次のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和4年3月18日(金)午後5時(必着)

(2) 提出方法

事務局に持参又は郵送で提出すること。

ア 持参する場合は、提出期限まで(ただし、土曜日、日曜日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

イ 郵送する場合は、郵便書留により、提出期限までに到着するように送付すること。

ウ 留意事項

提出期限までに事業者公募参加届出書を提出しなかった者は、7に定める企画提案書の提出ができないものとする。

6 質問書の受付

実施要領、企画提案書の作成等に関して質問がある場合は、次のとおり「実施要領等に関する質問書(様式1-2)」を提出することができる。

(1) 受付期間

令和4年3月2日(水)から令和4年3月9日(水)午後5時(必着)

(2) 提出方法

担当事務局のメールアドレスあて、電子メール（ファイル添付）により提出すること。

このとき、件名を「ふくしま県北定住促進事業実施業務」と入力すること。

- ・担当事務局メールアドレス：
kenpoku-chiiki@pref.fukushima.lg.jp

(3) 回答

質問書に対する回答は、令和4年3月11日（金）までに順次福島県県北地方振興局ホームページに掲載する。

7 企画提案書の提出方法（必須）

企画提案書は、次のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和4年3月22日（火）午後5時（必着）

(2) 提出方法

事務局あてに持参又は郵送により提出すること。

ア 持参する場合は、提出期限まで（ただし、土曜日、日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 郵送する場合は、郵便書留により、提出期限までに到着するように送付すること。なお、当局においては、郵送中の事故等の責任は負わない。

ウ CD-ROMや電子メール等の電子媒体及びFAXによる提出は認めない。

(3) 提出書類

応募者は、「本委託先事業者公募における企画提案書作成要領」で定める書類を提出するものとする。

(4) 提出部数

7部（正本1部、副本6部）

(5) 企画提案書の作成及び留意事項

ア 企画提案書は、様式に従って作成すること。

イ 応募者がグループで申し込む場合は、グループを構成する団体が業務の実施上、果たす役割をそれぞれ明らかにすること。

ウ 提出書類等に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51条）に定める単位に限る。

エ 提案の実現可能性を検討するために、必要に応じて応募者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。

8 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 失格

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格とします。

ア 募集要領等で示す条件に違反した企画提案書

イ 虚偽の内容が記載されている企画提案書

ウ プロポーザル又はコンペ審査委員会の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した企画提案書

(2) 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出を行うことはできません。

(3) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出してください。

(4) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とします。

(5) その他

- ・企画提案書を提出した後に提案を追加することは認めません。
- ・提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。
- ・提出された企画提案書等は、返却しません。
- ・提出された企画提案書等は、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号）に基づく情報公開請求の対象となります。

9 委託契約候補者の決定方法

(1) 審査

提出された企画提案書について別途設置する「委託先事業者公募審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において審査する。（審査要領は別途定める。）

(2) 委託契約候補者の決定

審査委員会は、企画提案書の内容を審査し、委託契約候補者及び次点者を決定する。（委託契約候補者は複数となる場合がある。）

(3) 審査基準

別紙「企画提案書評価基準」のとおり。

(4) 結果の通知等

審査結果は、全ての応募者に書面にて速やかに通知するとともに、福島県県北地方振興局ホームページにおいて委託契約候補者を公表する。

なお、電話、FAX、電子メール等による問い合わせには応じない。

10 契約の締結等

(1) 委託契約の手続

ア 県は福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）に定める随意契約により、委託契約候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認した上で業務受託者として決定し、委託契約を締結するものとする。

また、委託契約候補者は、契約締結時に同規則に定める契約保証金（契約額の100分の5以上の額）を納付しなければならない。

ただし、同規則第229条各号に該当する場合は、契約保証金の全額及び一部を免除することがある。

イ 業務受託者は、原則として、委託業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。やむを得ず委託業務を再委託する必要がある場合は、書面により県の承認を得ること。

(2) 仕様書の協議

本委託業務の業務委託仕様書は委託契約候補者が提出した企画提案書等をもとに作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、県と委託契約候補者との協議により、提案内容を変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。この場合において、委託契約候補者との協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。

(3) 委託料の支払い

委託料の支払いは、原則として委託業務完了後の精算払とする。

(4) 事業実施責任者

本委託業務の実施に当たり、企画提案書に記載された実施責任者は、特別の理由がある場合を除き変更することができない。

(5) その他

業務委託予定者と県との間で行う協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議します。

なお、本事業は令和4年2月福島県議会において当初予算として審議され、県議会の議決を得られない場合は事業を実施しません。

1.1 公正な事業者公募の確保について

- (1) 応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 応募者は、事業者公募に当たっては、競争を制限する目的で他の応募者と提案内容に関する相談を行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 応募者は、委託契約候補者の決定前に、他の応募者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 応募者が連合し、又は不穏な行動をなすなどの場合において、事業者公募を公正に執行することができないと認められるときは、当該応募者を事業者公募に参加させず、又は事業者公募の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。